



平成30年8月号

## 伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所1階 TEL 22-7894

# 特別街頭指導の結果について

6月中は高柳商店街の夜店、7月14日は宮川花火大会と、夜間における特別街頭指導を実施しました。参加された指導員の方には、仕事でお疲れのところ、本当にありがとうございました。おかげさまで、大きな問題もなく終了いたしました。

夜店においては、制服姿の中学生、高校生を多く見かけましたが、こちらの声掛けに対して、みんなが挨拶を返してくれました。以前は、児童公園でたむろして、喫煙していた青少年を見かけることがありましたが、今年は、お菓子を食べながら話をしている青少年しか見かけませんでした。今社神社も境内に明るい照明と出入口にバリアードが設けられ、入る人はいませんでした。

長い歴史のある夜店も、1月26日の火災の影響で開催が危ぶまれましたが、終わってみれば、最近では人出が多かったとの声を聞きました。今後も明るく健全な夜店が開催されることを願うものです。



青少年の日 5日

家庭の日 19日

### ◎深夜における連れまわし等の禁止

保護者以外の者は、正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。

### ◎帰宅を促す努力義務

深夜スーパーやコンビニエンスストア、飲食店等の営業者は深夜に施設内等にいる青少年に対して、帰宅を促すよう努めなければなりません。

### ◎深夜における青少年の入場禁止施設

インターネットカフェや漫画喫茶、カラオケボックス、ゲーム機を設置している店舗（風適法で許可されたゲームセンターを除く）等の営業者は、保護者同伴の場合を除いて、深夜営業の時間帯に青少年を入場させてはいけません。

※風適法の規制対象ゲームセンター

16歳未満は午後6時以降、18歳未満は午後10時以降の入場禁止

# ネットの危険から子どもを守ろう！

## ① 悪意を持った人も見えています！

なりすましに注意。顔が見えないネット上には、他人になりすまして、子どもに近づこうとする悪意を持った人がいます。誘い出されて性的被害にあう可能性もあります。

## ② ネット上に掲載した情報は削除することができません！

犯罪や危険に巻き込まれないために、住所や名前などの個人情報情報は、絶対にネット上に出してはいけません。

## ③ 悪質な書き込みやメール送信者は特定されます！

いつ誰が書き込んだか記録（IPアドレスログ送信履歴等）でわかり、必ずばれます。ネット上に犯行予告を書き込むことで、鉄道が止まったり、学校が休校になったりした場合、「威力業務妨害」という犯罪になり、経済的損害を与えた場合、損害賠償請求を受けます。



# 三重県青少年健全育成条例

## 深夜外出の制限（第19条・第19条の2）

※深夜とは午後10時から翌日午前5時までです

### ◎保護者の努力義務

保護者は深夜に青少年をみだりに外出させないようにしなければなりません。